

## 「新たな下請代金債権保全策」検討委員会の設置について

### 1 趣旨

建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、元請企業の倒産に伴う関係者の被害発生、立場の弱い下請や労働者へのしわ寄せなど、多くの課題が生じている。

行政においては、これまで元請・下請取引の適正化に向けた調査や指導の充実、元請・下請企業の資金繰り支援等の対策を講じてきたところであるが、我が国においても諸外国に見られるような下請代金債権保全のための基本的な仕組みについて検討し、可能な方策を導入することが喫緊の課題となっている。

このような認識のもと、国土交通省として3月に取りまとめた入札契約制度の改善方針の中でも、新たな下請代金債権保全策の確立に向けて民間を含めて検討を行うとされたところである。

今般、学識経験者、金融機関、建設企業等からなる検討委員会を設置し、関連法制や金融実務、建設企業の資金繰りの課題等を踏まえた専門的な見地から、諸外国における下請代金債権保全策を参考にしつつ、わが国における有効かつ現実的な方策の確立に向けて検討を行う。

### 2. スケジュール（案）

- 6月2日 準備会合
  - ・建設産業の現状について
  - ・これまでの下請代金債権保全策について
  - ・諸外国の下請代金債権保全策について
- 6月30日 第一回
  - ・新たな下請代金債権保全策の検討
- 7月頃 第二回、第三回
  - ・新たな下請代金債権保全策の検討、取りまとめ

## 「新たな下請代金債権保全策」検討委員会 委員名簿

いとう たかし  
伊藤 孝 (株) 林工組代表取締役 ((社) 全国建設業協会副会長)

いとう ただしげ  
伊藤 忠成 安藤建設 (株) 管理本部経理部財務企画課長

いむろ あきこ  
伊室 亜希子 明治学院大学法学部准教授

◎ おおもり ふみひこ  
◎ 大森 文彦 東洋大学法学部教授・弁護士  
(中央建設業審議会会長代理)

くまがい のりかず  
熊谷 則一 弁護士

さいが せいじろう  
才賀 清二郎 (株) 才賀組取締役会長  
( (社) 建設産業専門団体連合会会長)

たかはし しんこう  
高橋 伸光 (株) 損害保険ジャパン ((社) 日本損害保険協会会長社)  
企業商品業務部保証・信用保険グループ 課長

とよふく よしひろ  
豊福 嘉弘 住友信託銀行 (株) ((社) 信託協会会長行)  
業務開発担当部長

にわ ひでお  
丹羽 秀夫 公認会計士

りほ よしひこ  
利穂 吉彦 鹿島建設 (株) 土木管理本部土木企画部長  
( (社) 日本土木工業協会 公共工事委員会委員)

◎は座長

(五十音順、敬称略)

# 諸外国の下請債権保全策

	概要	採用国	権利行使	手段	メリット	デメリット
<p>メカニクスリーエン</p> <p>(ニューヨーク州法系)</p> <p>(ペンシルバニア州法系)</p>	<p>不動産工事の 先取特権</p> <p>(残債務を限度)</p> <p>(二重払い容認)</p>	米	元請・下請 →発注者	競売、優先 弁済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての下請が保護</li> <li>・基本法制上の措置(シンプル・強力)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事後的救済手段</li> <li>・裁判所への訴え、競売必要(公共施設は適用除外とすることが必要)</li> <li>・発注者のリスク甚大</li> </ul>
信託方式	<p>工事資金の他 目的への流用 を禁止(信託財 産化)</p>	米	下請→元請	元請が管理 する信託財 産からの支 払	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前予防手段</li> <li>・競売等による混乱、費用なし</li> <li>・保証料、与信枠等の制約なし</li> <li>・契約関係の明確化が促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流用禁止の担保が罰則のみ</li> <li>・元請の運転資金の減少</li> <li>・元請の信用力で差がつかない</li> <li>・契約関係が明確なことが前提</li> </ul>
支払ボンド	<p>元請の下請代 金支払を損保 等が保証</p>	米 仏 韓	下請→損保 等	損保等が支 払	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損保等による確実な支払</li> <li>・与信枠による企業の評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事後的救済手段</li> <li>・損保等のキャパシティに左右</li> <li>・高額な保証料と中小の信用補完</li> </ul>
直接払い方式	<p>発注者が承認 した下請に直接 払い</p>	仏 韓	元請・下請 →発注者	発注者が支 払	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前予防手段</li> <li>・全ての下請が保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者の負担甚大、行政コスト増</li> </ul>

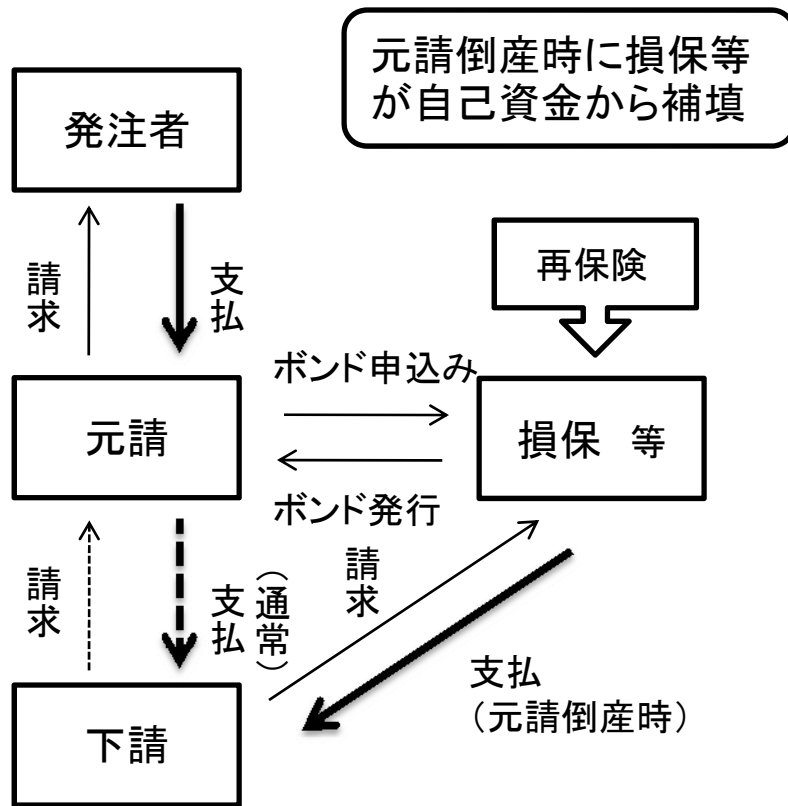
# 新たな下請債権保全策の検討

○諸外国には、メカニクスリーエン(不動産工事の先取特権)、支払ボンド、信託方式、直接払い方式等の下請債権保全策が存在

○我が国では、下請債権保全のための有効な仕組みがなく、元請の倒産が下請に与える影響は甚大

⇒ 有効かつ現実的な方策の確立に向けて、民間を含めて検討

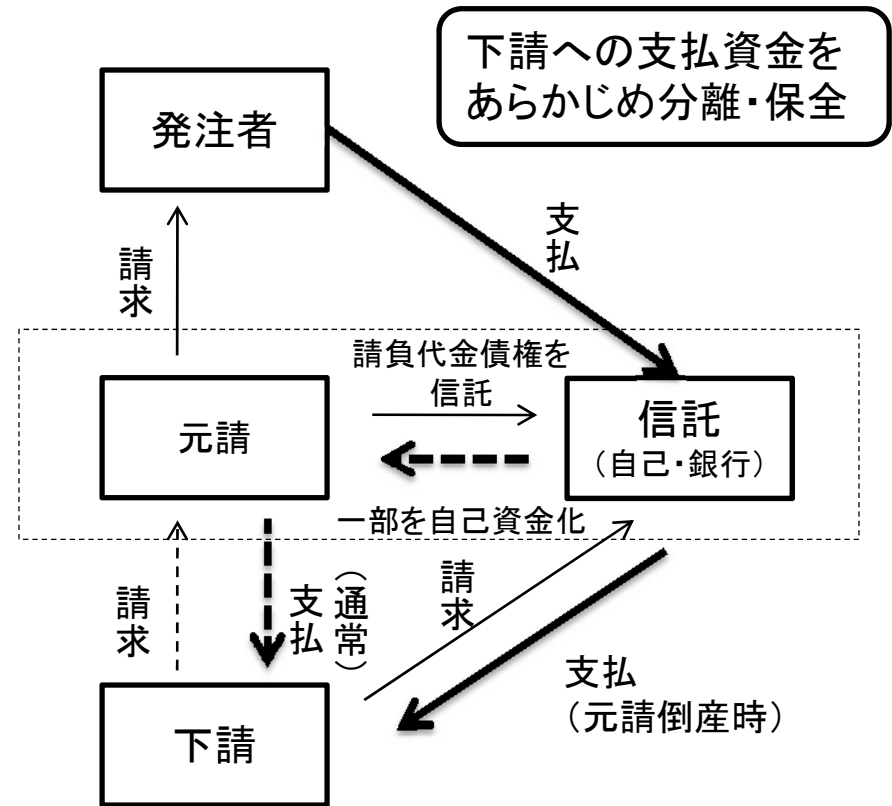
## <支払ボンドの概要>



(課題)

- ・ボンド引き受け先となる金融機関のキャパシティ
- ・中小企業向けの再保険システム

## <信託方式の概要>



(課題)

- ・現行信託法の範囲内での確実な代金保全スキームと手順の構築